

## 第 15 章 政府調達

藤井康次郎 \*

根本拓 \*\*

和光真理江 \*\*\*

### 本章の概要

本章では、CPTPP 政府調達章の対象となる中央政府、地方政府等による物品及びサービスの範囲 (I.2 及び II.2) 並びに同対象調達に適用される主要な一般原則、入札の手續等に関する規律の解説 (I.1 及び II.1) を行う。

政府による物品、サービスの調達行為については、元々 GATT 及び GATS において内国民待遇義務の例外が認められていた。そこで、有志国は、この点を補うべく、WTO 政府調達協定を締結し、対象となる政府調達が、内国民待遇、無差別待遇等の原則に基づいて、また公平性、透明性等を確保するために定められた調達手續に則って行われるべきことを規定した。

CPTPP 政府調達章は、WTO 政府調達協定の規律をベースとしながら、これをアップデートするものである。したがって、CPTPP 政府調達章には、政府調達に関する規律を WTO 政府調達協定の非加盟国である CPTPP 加盟国に及ぼすとともに、WTO 政府調達協定加盟国との関係でも、かかる規律が及ぶ政府による物品及びサービスの調達の範囲を広げ、さらに WTO 政府調達協定に含まれていない規律を新たに導入したという意義が認められる。

かかる理解に基づき、本章では WTO 政府調達協定の比較という観点を軸としながら CPTPP 政府調達章の規律の内容について検討する。

### 第 15.1 条 定義

### 第 15.2 条 適用範囲

(中略)

### 第 15.24 条 追加的な交渉

#### 附属書 15-A

\* ふじい こうじろう／西村あさひ法律事務所 弁護士

\*\* ねもと たく／西村あさひ法律事務所 弁護士

\*\*\* わこう まりえ／西村あさひ法律事務所 弁護士

## I. 条文と概要

### 1. 第 15 章 政府調達

#### 第 15.1 条 定義

#### 第 15.2 条 適用範囲

#### 第 15.3 条 例外

##### (概要)

政府調達章の規定は「対象調達」に係る措置について適用される (15.2 条 1) (→▽ II.1.C、D、II.2)。

「対象調達」とは、15.2 条 2 に規定される要件を充たす「政府調達」であるとされる。「政府調達」の定義は、第 15 章ではなく一般的定義を定める 1.3 条にあり、「政府が、政府用の目的のために、物品若しくはサービス又はそれらを組み合わせたものを利用することができるようにする過程又は取得する過程 (ただし、商業的販売若しくは商業的再販売又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給における利用を目的とするものを除く。)をいう。」とされる (→▽ II.1.C)。

また、「対象調達」に該当する政府調達の範囲は、附 15A の各締約国の表に掲げられた物品、サービス又はこれらの組み合わせであること (15.2 条 2 (a))、購入、借入れ (購入を選択する権利の有無を問わない)、建設・運営・移転に係る契約及び公共事業に関する特別の許可に係る契約を含む契約により行われること (15.2 条 2 (b))、調達計画の公示を行う時点での見積価額が附 15A の各締約国の表において特定された基準額と同額又はこれを超えるものであること (15.2 条 2 (c))、各国の附 15A に掲げられた中央政府及び地方政府等の機関である「調達機関」(15.1 条)によるものであること (15.2 条 2 (d)) 及びこの協定の適用範囲から除外されていないこと (15.2 条 2 (e)) のいずれかの要件を満たす調達に限定されている (→▽ II.1.C)。

さらに、対象調達に該当する政府調達であっても、土地、既存の建築物その他の不動産又はこれらについての権利の取得又は借入れ (15.2 条 3 (a)) 等に該当する調達は、政府調達章の適用を受けない (15.2 条 3 (a) 乃至 (f))。

上記 15.2 条適用範囲にかかわらず、本章の規定は、締約国が公共目的等のための一定の措置を採用又は維持することを妨げない (15.3 条)。例えば、公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置 (15.3 条 1 (a))、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置 (15.3 条 1 (b)) 等である (→▽ II.1.D)。ただし、それらの措置

が、同じ条件の下にある締約国間において恣意的又は不当な差別の手段となるような態様等で適用されないことが条件とされている（15.3 条 1 ただし書）。

## 第 15.4 条 一般原則

### （概要）

各締約国（その調達機関を含む。以下同じ。）が、個別の「対象調達」を実施するにあたり服する手続的規律のうち、主なものは下記 15.4 条乃至 15.16 条の（概要）に記載しておりである。

まず、15.4 条は、手続的規律における一般的原則を次のとおり規定する。

- 他の締約国の物品及びサービス並びに他の締約国の供給者に対し、即時にかつ無条件で、(a) 国内の物品、サービス及び供給者並びに (b) 当該他の締約国以外の締約国の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える（15.4 条 1 乃至 3 内国民待遇及び無差別待遇）。
- 調達機関は、供給者の資格の審査（15.9 条）又は限定入札（15.10 条）の規定が適用される場合を除くほか、対象調達について公開入札の手続を用いる（15.4 条 4 調達の方法）。
- 物品に関する対象措置について、通常の貿易において当該物品について適用する原産地規則を適用する（15.4 条 5 原産地規則）。
- 調達のいかなる段階においても調達の効果を減殺する措置を求める等してはならない（15.4 条 6 調達の効果を減殺する措置）。
- 調達に関する情報の公表、公示等が電子的手段により行われる機会を提供するよう努める（15.4 条 8 及び 9 電子的手段の利用）等。

## 第 15.5 条 経過措置

## 第 15.6 条 調達に関する情報の公表

### （概要）

- 対象調達に関連する一般に適用される措置を速やかに公表する（15.6 条 1）。
- 15.6 条 1 に規定する情報の公表、調達計画の公示（15.7 条）等を行うために自国が用いる紙面又は電子的手段を、附 15A に掲げることが求められる（15.6 条 2）。これに基づき日本の附 15A 第 I 節において、中央政府の機関、地方政府の機関、その他の機関毎に公示手段が定められている。

## 第 15.7 条 調達計画の公示

### (概要)

- ・ 対象調達毎に、上記 15.6 条で記載した紙面等により、15.7 条 3 で定められた情報を含んだ調達計画の公示を行う (15.7 条 1)。
- ・ 調達計画の公示には英語を用いるよう努めなければならない (15.7 条 5) (→▽ II.1.E)。

## 第 15.8 条 参加のための条件 (一部適用停止)

### (概要)

- ・ 対象調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該対象調達の要件を満たすための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保するものに限定しなければならない (15.8 条 1)。とりわけ、原則として、供給者が以前に特定の締約国の調達機関と契約を締結したこと等を当該供給者が調達に参加するための条件として課してはならない (15.8 条 2) 等。
- ・ なお、15.8 条 5 (注を含む) の労働者の権利に関連する法令の遵守促進に関する規定は、CPTPP2 条に基づき、適用が停止される。

## 第 15.9 条 供給者の資格の審査

### (概要)

- ・ 締約国は、関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求する供給者登録制度を維持することができる (15.9 条 1 登録制度及び資格の審査に係る手続)。
- ・ 締約国の措置により選択入札 (調達機関が資格を有する供給者のみに対して入札の招請を行う調達方法をいう (15.1 条。)) を用いることが認められている場合等の義務 (15.9 条 3 乃至 5 選択入札)。
- ・ 締約国は、一定の条件の下、常設名簿 (調達参加の条件を満たすと調達機関が判断した供給者の名簿で、当該機関が複数回の使用を意図するもの (15.1 条。)) を作成・保持できる (15.9 条 6 乃至 8 常設名簿) 等。

## 第 15.10 条 限定入札

### (概要)

- ・ 供給者間の競争を避けることを目的として、国内の供給者を保護するために又は他の締約国の供給者を差別するように本規定を適用しないことを条件として、限定入札（調達機関が、自己が選択した供給者と折衝する調達方法をいう（15.1 条）。）を用いることができる（15.10 条 1）等。
- ・ ただし、調達機関が限定入札の手続を用いることができる場合は 15.10 条 2（a）乃至（i）の場合に限定される。すなわち、公開入札に付したものの入札書が提出されなかった場合、技術的な理由によりやむを得ない場合等である。

#### 第 15.11 条 交渉

（概要）

- ・ 調達計画の公示において調達機関が交渉を行う意図を明示した等の場合については、交渉を行うことが認められている（15.11 条 1）等。

#### 第 15.12 条 技術仕様

（概要）

- ・ 貿易に対する不必要な障害をもたらす目的・効果を有する仕様の立案をすること等、及び適正評価手続を制定することは禁止される（15.12 条 1）。仕様を定めるにあたり、性能及び機能に着目すべきであり、また国際規格を尊重すべきである（15.12 条 2）。また、技術仕様の立案に関する助言を利害関係者から受けてはならない（15.12 条 4）等。

#### 第 15.13 条 入札説明書

（概要）

- ・ 入札説明書には、調達、参加のための条件等について完全な説明を含めなければならない（15.13 条 1）等。

#### 第 15.14 条 期間

（概要）

- ・ 調達の性質及び複雑さ等を考慮し、供給者が入札説明書の入手並びに参加申請書及び有効な入札書を準備・提出するため、十分な期間を定める（15.14 条 1 通則）。

- ・ 入札書の提出の最終期日は、公開入札の場合には調達計画の公示日から、又は選択入札の場合には供給者に入札書の提出を招請することを通知した日から、それぞれ 40 日目の日以後の日となる（15.14 条 3）。ただし、一定の条件が満たされる場合には、上記 40 日の期間を 10 日以上期間にまで短縮できる（15.14 条 4 乃至 15.14 条 6）等。

#### 第 15.15 条 入札書の取扱い及び落札

#### 第 15.16 条 落札後の情報

（概要）

- ・ 公示及び入札説明書に定める評価基準のみに照らして（a）最も有利又は（b）価格が唯一の基準である場合には最低価格を提示することのいずれかの条件を満たす入札を行ったものを落札者とする（15.15 条 4 落札）等。
- ・ 落札の決定を速やかに通知する（15.16 条 1 供給者に提供される情報）等。

#### 第 15.17 条 情報の開示

#### 第 15.18 条 調達の実務における健全性の確保

#### 第 15.19 条 国内の審査

（概要）

15.17 条乃至 15.19 条では、その他対象調達の公正性を担保する規律が規定される。

- ・ 他の締約国の要請に応じ、調達が公正かつ公平に及びこの章の規定に従って行われたかどうかを示すために十分な情報を、秘密の情報を開示することなく速やかに提供する（15.17 条 1 締約国への情報の提供）等。
- ・ 自国の政府調達における腐敗行為に対処するために刑事上又は行政上の措置があることを確保する（15.18 条）等。
- ・ 供給者が関心を有し、又は有していた対象調達に関する当該供給者からのこの章の規定の違反等についての苦情申立てを審査するため、自国の調達機関から独立した審査当局を維持、設置又は指定する（15.19 条 1）（→▽ II.1.F）。審査当局が裁判所でない場合には、供給者の手続保障を確保する（15.19 条 5）等。

#### 第 15.20 条 附属書の修正及び訂正

(概要)

附 15A の自国の表に関する修正の提案を他の締約国に通報する。修正が行われる前の既存の適用範囲の水準と同等の適用範囲の水準を維持するために必要な場合には、適用範囲の変更のための補償的な調整を提供する (15.20 条 1)。

(a) 調達機関による対象調達について自国による監督又は自国の影響を実効的に排除した当該調達機関、(b) 形式的な訂正及び軽微な修正に関する修正の提案について、いずれの締約国も、提案された修正が (a) 又は (b) に該当しないことを理由とする異議を申し立てない場合は、補償的な調整を提供することを要しない (15.20 条 2)。

異議を申し立てた締約国と修正を行う締約国は、異議に係る問題を協議によって解決するようあらゆる努力を払う (15.20 条 4) 等 (→▽ II.1.G)。

#### 第 15.21 条 中小企業の参加の促進

(概要)

中小企業の政府調達への参加の促進が重要であること等を認める (15.21 条 1)。中小企業による対象調達への参加を促進するため、可能かつ適当な範囲で、単一の電子的な窓口において、調達に関連する包括的な情報を提供する等を行う (15.21 条 3) 等。

#### 第 15.22 条 協力

#### 第 15.23 条 政府調達に関する小委員会

(概要)

各締約国の政府の代表者から成る政府調達に関する小委員会 (以下「政府調達小委員会」という。)を設置する。政府調達小委員会は、いずれかの締約国の要請により、15.22 条 2 に規定する締約国間の協力等も含め、本章の規定の実施及び運用に関する事項について対応するために会合する (15.23 条)。

#### 第 15.24 条 追加的な交渉 (一部適用停止)

(概要)

締約国は、TPP の効力発生の日の後 3 年以内に、適用範囲の拡大を達成するため、交渉 (地方政府に関する適用範囲を含む。)を開始する (15.24 条 2) と規定されていたが、CPTPP2 条に基づき、同条項中「この協定の効力発生の日の後三年以内に」と記載された

箇所は、執行が停止され、新たに、「締約国は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第 15.24 条（追加的な交渉）2 に規定する交渉をこの協定の効力発生の後五年以後に開始することに合意する。当該交渉は、いずれかの締約国の要請に応じて開始する。」とされた（CPTPP2 条、附 6 (b) 及び注）。

## 2. 附属書 15-A

政府調達章の附属書においては、各国毎に、政府調達章の適用を受ける対象調達の範囲が、調達機関、物品、サービス、基準額の観点から定められている。

対象機関については、各国が、政府調達章の適用を受ける機関をポジティブリスト方式で列挙している（→▽ II.2.A）。なお、連邦制を採用しているカナダ及び豪州については、それぞれの州毎に、政府調達の対象となる機関が両国の附 15A に掲げられている。

各国の附属書においては、適用除外となる調達についても定められている。例えば、日本の附属書においては、地方政府の機関、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び東京地下鉄株式会社について、運送における運転上の安全に関連する調達は含まないとする注釈が付されている（日本の附 15A 第 B 節、第 C 節）（→▽ II.2.D。また日 EU・EPA につき→▽II.3）。

なお、各国附属書中の調達機関、物品、サービス、基準額の各項目については、各締約国が必要な法的手続を完了することを条件として、TPP 委員会が修正を検討し、採択する（27.2 条 2 (c) (iii)）。

各国の対象機関につき適用される基準額は、一部のサービスについて高い基準額が設定されている場合を除き、以下のとおりとなっている（米ドルが単位とされている項目以外の項目の単位は SDR である。1SDR は、2019 年 2 月 27 日時点で 154.6 円である）。

国名	中央政府の機関		地方政府の機関		その他の機関	
	物品及びその他のサービス		物品及びその他のサービス		物品及びその他のサービス	
豪州	13 万	500 万	35.5 万	500 万	40 万	500 万

ブルネイ	13 万 <sup>1</sup>	500 万	地方政府が存在 しない	13 万 <sup>2</sup>		500 万
カナダ	13 万	500 万	35.5 万	500 万	35.5 万	500 万
チリ	9.5 万	500 万	20 万	500 万	22 万	500 万
日本	10 万	450 万	20 万	1500 万	13 万	機関毎に 450 万又は 1500 万
マレーシア	13 万 <sup>3</sup>	1400 万 <sup>4</sup>	対象機関なし	15 万 <sup>5</sup>		1400 万
メキシコ	7 万 9507 米ド ル	1033 万 5931 米ドル	対象機関なし	39 万 7535 米ドル		1272 万 1740 米ドル
ニュージーラ ンド	13 万	500 万	対象機関なし	40 万		500 万
ペルー	9.5 万	500 万	20 万	500 万	16 万	500 万
シンガポール	13 万	500 万	地方政府が存在 しない	40 万		500 万
ベトナム	13 万 <sup>6</sup>	850 万 <sup>7</sup>	対象機関なし	200 万 <sup>8</sup>		1500 万 <sup>9</sup>

<sup>1</sup> ただし、TPP 協定が発効してから 4 年目までは 150 万 SDR、5 年目から 7 年目までは 80 万 SDR とされている。

<sup>2</sup> ただし、TPP 協定が発効してから 2 年目までは 50 万 SDR、3 年目から 4 年目までは 31.5 万 SDR とされている。

<sup>3</sup> ただし、物品については、TPP 協定が発効してから 4 年目までは 150 万 SDR、5 年目から 7 年目までは 80 万 SDR とされている。また、サービスについては、TPP 協定が発効してから 4 年目までは 200 万 SDR、5 年目から 7 年目までは 100 万 SDR、8 年目から 9 年目までは 50 万 SDR とされている。

<sup>4</sup> ただし、TPP 協定が発効してから 5 年目までは 6300 万 SDR、6 年目から 10 年目までは 5000 万 SDR、11 年目から 15 年目までは 4000 万 SDR、16 年目から 20 年目までは 3000 万 SDR とされている。

<sup>5</sup> ただし、物品については、TPP 協定が発効してから 4 年目までは 200 万 SDR、5 年目から 7 年目までは 100 万 SDR とされている。また、サービスについては、TPP 協定が発効してから 4 年目までは 200 万 SDR、5 年目から 7 年目までは 100 万 SDR、8 年目から 9 年目までは 50 万 SDR とされている。

<sup>6</sup> ただし、TPP 協定が発効してから 5 年目までは 200 万 SDR、6 年目から 10 年目までは 150 万 SDR、11 年目から 15 年目までは 100 万 SDR、16 年目から 20 年目までは 26 万 SDR、21 年目から 25 年目までは 19 万 SDR とされている。

<sup>7</sup> ただし、TPP 協定が発効してから 5 年目までは 6520 万 SDR、6 年目から 10 年目までは 3260 万 SDR、11 年目から 15 年目までは 1630 万 SDR とされている。

<sup>8</sup> ただし、TPP 協定が発効してから 5 年目までは 300 万 SDR とされている。

<sup>9</sup> ただし、TPP 協定が発効してから 5 年目までは 6520 万 SDR、6 年目から 10 年目までは 5500 万 SDR、11 年目から 15 年目までは 4000 万 SDR、16 年目から 20 年目までは 2500 万 SDR とされている。

## II. 解説・コメント

### 1. 政府調達章

#### A. 交渉経緯

日本が TPP 交渉に参加する前の 2011 年 11 月の時点で、当時の TPP 参加 9 カ国（豪州、ブルネイ、チリ、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム、米国）は、本章の適用対象である調達の基本的な原則及び手続について合意していたとされる<sup>10</sup>。

#### B. 政府調達章が規定された意義

政府調達を規律する国際ルールとしては、WTO 政府調達に関する協定（Agreement on Government Procurement (GPA)）<sup>11</sup>がある。TPP の対象調達に関する規律は概ね改正 GPA の規定するところと同様である。もっとも、CPTPP 締約国の中で、GPA 締約国<sup>12</sup>であるのは、日本の他にはカナダ、ニュージーランド及びシンガポールである。また、日本については、CPTPP 締約国のうち、チリ、ペルー、豪州、シンガポール及びメキシコとの間で締結している EPA に政府調達に関する規律が導入されている。したがって、TPP において政府調達章が規定された第一の意義は、ブルネイ、ベトナム及びマレーシアとの関係で政府調達に関する規律が導入されたことにあるといえる。

また、第二の意義は、既に GPA 又は EPA の政府調達章の規律が適用されていた国との関係でも、政府調達章の適用範囲が広がったことにある。GPA 締約国及び政府調達章を含む EPA 締約国との関係でも、TPP の政府調達章及び附属書において、一部の国（チリ、ペルー、豪州）について、各国の対象機関につき適用される基準額が一部 EPA に比べて引き下げられており、また、一部の国（豪州、カナダ、シンガポール）について、GPA 又は EPA の政府調達章の適用対象機関となっていない機関又はサービスが、TPP の政府調達章の適用対象機関又はサービスとなった。加えて、改正 GPA と比較して、「建設・運営・移転に係る契約及び公共事業に関する特別の許可に係る契約を含む契約により行われる」調達が改正 GPA の適用対象調達に含まれることになった。

第三の意義として、TPP の政府調達章には、GPA 又は各国との EPA に含まれていない規定が存在する。以下、この点にも留意しながら解説を加える。

#### C. 「政府調達」の意義

「政府調達」の定義に関しては、「政府」の意義、「政府目的」（governmental purposes）

<sup>10</sup> Ministry of Foreign Affairs, Japan, [Outlines of the Trans-Pacific Partnership Agreement](#)

<sup>11</sup> 以下「[政府調達に関する協定を改正する議定書](#)」（以下「改正 GPA」という。）及び「[政府調達に関する協定](#)」（以下「1994 年 GPA」という。）の両方を含む場合に「GPA」という。

<sup>12</sup> 改正 GPA を受諾した 1994 年 GPA の締約国及び改正 GPA を受諾していない 1994 年 GPA の締約国の両方を含む場合に「GPA 締約国」という。

の解釈が問題となり得る。政府調達協定の適用対象機関は附 15A で定められた機関という形で特定されてはいるが、特定の機関の附属書への追加又は特定の機関の附属書からの削除が問題となる場面においては、「政府」の意義が問題となり得る。また、商業的販売又は商業的再販売に関する物品及びサービスの調達は政府調達の対象から外れている。改正 GPA において、かかる調達は、「対象調達」に該当しないと規定されている（改正 GPA2 条 2 (a) (ii)）のに対し、TPP において、かかる調達は、政府調達章（第 15 章）ではなく一般的定義を定める 1.3 条によって、「政府調達」に該当しないと規定されている。具体的な場面において、物品又はサービスの調達が、「商業的販売又は商業的再販売に関する」ものであるかという解釈が問題となり得る。

#### D. 例外

改正 GPA も、3 条において安全保障のための例外及び一般的例外を定めているが、改正 GPA3 条と TPP15.3 条 1 を比べた場合、①改正 GPA3 条 2 (a) 乃至 (d) の要件と TPP15.3 条 1 (a) 乃至 (d) は同じである一方で、②TPP15.3 条 2 は、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置（15.3 条 1 (b)）に、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものを含むことを明らかにしており、同様の例外を規定する GATT20 条 b 項の解釈として定着している点を明確にしている。また、③改正 GPA3 条 1 で規定されている安全保障のための例外は、TPP15.3 条 1 では規定されておらず、TPP29.2 条で規定されている。

TPP15.3 条 1 (a) 乃至 (c) における必要性要件に関し、例えば GATT20 条の一般的例外における「必要性」要件は、WTO の先例において、より GATT 整合的な手段が合理的に利用可能でないことを意味すると解釈されている。TPP15.3 条 1 に定められた措置についても、当該措置が、TPP15.3 条 1 (a) 乃至 (c) の目的を達成するためにより政府調達章の内容に整合的な手段が合理的に利用可能であるか否かが問題となると考えられる。

#### E. 調達計画の公示

改正 GPA は、調達計画について、調達計画の公示と同時に、WTO のいずれかの公用語で、「公示の概要」を公表することを求めている（改正 GPA7 条 3）。一方で、TPP15.7 条 5 は、努力規定ではあるものの、調達計画そのものの公示に英語を用いることを求めている。したがって、TPP 15.7 条 5 が規定されたことにより、対象機関にとって、調達計画に関し英訳の対応が必要になる範囲が広がることになる。

#### F. 国内の審査

日本政府は既に、1994 年 GPA20 条の苦情申立の手続の要請に対応するために、政府調

達苦情処理体制（CHANS）を設けており、実際の苦情の受付及び検討は政府調達苦情検討委員会で行われている。TPP15.19 条における審査当局の維持等の要求については、TPP を「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 7 年 12 月 14 日政府調達苦情処理推進会議決定、平成 26 年 4 月 4 日改正）の対象となる国際約束に含め、TPP に基づく苦情を政府調達苦情処理体制の枠組みで受付及び検討することとされた<sup>13</sup>。

## G. 附属書の修正及び訂正

改正 GPA は、修正の提案の通報について、異議を申し立てた締約国（以下「異議申立国」という。）があった場合、異議に係る問題の解決方法として、修正を行う締約国（以下「修正提案締約国」という。）及び異議申立国の間での「協議」（改正 GPA19 条 3）の他に、修正提案締約国及び異議申立国による仲裁手続の援用（改正 GPA19 条 7）、修正が効力を生じる代わりに、異議申立国による「実質的に同等の適用範囲を撤回」（改正 GPA19 条 5（c）、6）が定められている。この仲裁手続は、2016 年 6 月 22 日に政府調達委員会において採択され<sup>14</sup>、このことにより、削除通報国は、異議申立国との間で当該異議について解決できない場合には、仲裁手続に削除提案を付託することができるようになった。一方で、「実質的に同等の適用範囲の水準を決定するための基準」については未だ採択されていない（改正 GPA19 条 8（c）参照）。これに対して、TPP にはこれらの規定が定められていない。しかし、紛争解決章の規定に基づく紛争解決手続を利用できるかについて問題とする余地があるように思われる（TPP28.3 条 1（a）及び（c））。

## 2. 各国の附属書

### A. 日本の附属書における「調達機関」の範囲

改正 GPA の日本の附属書 I における適用対象機関と TPP の日本の附 15A における適用対象機関とを比べると、改正 GPA の日本の附属書 I に記載されていない機関であって、TPP の日本の附 15A に記載されている機関は、熊本市のみにとどまる<sup>15</sup>。一方で、改正 GPA の日本の附属書 I に記載されている機関であって、TPP の日本の附 15A に記載されていない機関（すなわち、TPP の政府調達章の適用対象外となっている機関）として、JR 北海道、JR 西日本、JR 四国、JR 九州、JR 貨物（JR 東日本、JR 東海及び JR 西日本は 2014 年に改正 GPA の日本の附属書 I から削除された）、NTT 各社、日本たばこ産業株式会社等がある。

<sup>13</sup> 「政府調達に関して適用されることとなる国際約束の指定について（平成 31 年 2 月 1 日一部改正）」。

<sup>14</sup> Committee on Government Procurement, Decision on Arbitration Procedures Pursuant to Article XIX:8 of the Revised GPA—Decision of the Committee of 22 June 2016, GPA/139, dated 23 June 2016.

<sup>15</sup> 例えば、TPP の附 15A に記載されている株式会社ゆうちょ銀行等は、改正 GPA の日本の附属書 I に機関名自体は記載されていないが、これらの機関は、改正 GPA の日本の附属書 I における「日本郵政公社を承継した機関」に該当する。

## B. 日本が追加的に得られた調達市場

TPP 協定の各国附属書により、日本が追加的に得られた調達市場としては、ブルネイ、マレーシア及びベトナムにおける政府調達市場が挙げられる。日本とこれらの国とは EPA を締結していたが、当該 EPA において、政府調達に関する具体的な規律が定められていなかった。また、豪州、カナダ及びシンガポールとの関係でも、GPA 又は日本が各国と締結している EPA との比較において政府調達規律の適用対象機関が拡大している。具体的には、(i) 豪州は、豪州交通安全局、旧国会議事堂、首都交通公社、タスマニア観光、(ii) カナダは、カナダ社会資本庁、カナダ共有サービス庁、PPP カナダ、オンタリオ南部経済開発庁、大西洋海運、検察庁、国立映画制作庁、カナダ北方経済開発庁、カナダ環境影響評価庁、カナダ人権博物館、(iii) シンガポールは、カジノ規制庁、公務員研修所、シンガポール競争法委員会、不動産業評議会、健康増進委員会、ホテル認可庁、国家芸術評議会、国立図書館、科学センター、シンガポール土地管理局が新たに政府調達規律の適用対象機関となった。さらに、カナダは GPA と比較した場合に自動車修理サービス、人材派遣サービス等を新たな対象サービスとして追加しており、また豪州は日豪 EPA と比較して、中央政府機関等の法律サービス、教育サービス、金融サービス及び運輸サービスを新たな対象サービスとして追加した。

## C. 基準額の引き下げ

豪州、ペルー及びチリの対象調達の基準額は、日本とこれらの国との間の EPA に比して一部引き下げられている。例えば、中央政府の機関の物品及びその他サービスについては、ペルー（日ペルー EPA においては 13 万 SDR）及びチリ（日チリ EPA においては 10 万 SDR）の基準額が引き下げられている。

## D. 適用除外

政府調達章の適用を受ける対象調達の範囲を把握するためには、政府調達章の適用除外となる調達に関する規定も確認する必要がある。例えば、新たに政府調達に関する規律が導入されたベトナムは、運輸省の建設サービスに関する調達を適用除外として規定しており（ベトナムの附 15A 第 A 節）、運輸省によるインフラ整備は対象外となっている。

## 3. 日 EU・EPA との比較

2019 年 2 月 1 日に発効した日 EU・EPA は、同第 10 章及び附属書 10 で政府調達について規定している。

上記で記載したとおり、CPTPP 締結国の多くは、改正 GPA に加盟していなかったため、

CPTPP において政府調達章が規定された意義の一つは、当該改正 GPA 非加盟国との関係で政府調達に関する規律が導入されたことにある（→▽ II.1. ②）。一方、EU 加盟国は改正 GPA の加盟国であるため、日 EU・EPA の政府調達章では、改正 GPA の規定が「組み込ま」れた上で、改正 GPA には含まれていない規律が追加されている。

改正 GPA にプラスして合意された政府調達手続の規律としては、例えば、供給者の資格の審査に関して、国内法に定めがある場合を除き、政府調達機関が他方の締約者において設立された供給者が自然人又は法人であるかのみをもって、当該供給者の入札への参加を排除してはならないことが規定されている（日 EU・EPA10.5 条 1）。また、各締約国（その調達機関を含む。）が、入札に際して技術仕様を定め、当該技術仕様の基準等への適合性を判断するため適合性評価機関の試験結果等の提出を要求する場合は、日欧間で締結されている相互承認に関する協定の規定に従って、他方の締約者の適合性評価機関が実施した適合性評価手続の結果を受け入れる相互承認義務が規定されている（日 EU・EPA10.9 条 2）。

かかる改正 GPA にプラスして合意された政府調達手続に関する日 EU・EPA の上の規律に関しては、対象となる調達が改正 GPA、さらに CPTPP の適用対象に含まれる場合、改正 GPA 及び CPTPP にはいずれも無差別待遇義務が規定されているため、具体的な調達手続に際して、以下に説明するとおり、改正 GPA 及び CPTPP の締約国にも EU 加盟国と同様の待遇を与えなければならないことに注意が必要である。

日本が日 EU・EPA の調達対象について政府調達を行う場合、EU 加盟国に対しては、当然、日 EU・EPA 上の手続的義務を負う。そして、日本と EU 加盟国は共に改正 GPA 締約国であるため、当該対象調達が、改正 GPA の対象調達に含まれる場合、「対象調達に関する措置」である当該具体的調達手続において、日本は、他の改正 GPA 締約国（CPTPP の締約国の中ではカナダ、ニュージーランド及びシンガポール）に対しても、EU 加盟国に「与える待遇よりも不利でない待遇を与える」無差別待遇義務を負う（改正 GPA4 条 1 項 (b)）。さらに、CPTPP に基づき、日本は、CPTPP のみを締結している国（チリ、ペルー、豪州、シンガポール、メキシコ、ブルネイ、ベトナム及びマレーシア）に対しても、これらの締約国以外の締約国であって改正 GPA の締約国でもある上記カナダ、ニュージーランド及びシンガポールに「与える待遇よりも不利でない待遇を与える」無差別待遇義務を負う（TPP15.4 条 1 項 (b)）。このように、日 EU・EPA、改正 GPA、CPTPP に共通する対象調達については、具体的政府調達手続において、CPTPP 加盟国に対しても、日 EU・EPA 上求められる GPA にプラスして合意された政府調達手続を認める必要があることに留意が必要である。

もともと、日 EU・EPA において、改正 GPA にプラスして合意された政府調達手続に関する規律は、政府調達に関するガイドラインや各機関の内規の改正により、国内履行され、全ての調達に対して適用されることも予想される。

また、日 EU・EPA 附属書 10 では、改正 GPA 及び CPTPP よりも広い範囲の調達が適用対象とされている。とりわけ注目に値するのは、改正 GPA においては、いわゆる「安全注釈」<sup>16</sup>により協定の適用が除外されていた付表 2 の機関及び付表 3 の一部の機関<sup>17</sup>による運送における運転上の安全に関連する物品及びサービスの調達が、EU の供給者に開放されたことである（日 EU-EPA 附属書 10 第 2 編第 B 節 4）。

もっとも、上記政府調達手続に関する日 EU・EPA10 章の規律と異なり、かかる調達機関や調達対象サービスの拡大等の「対象調達」の範囲は条約毎に約束されるため、日 EU・EPA で開放された範囲は CPTPP の調達対象に対して影響を与えない。

#### 4. CPTPP に継承されなかった二国間文書

CPTPP には承継されなかったが、日本と米国との間では、「保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡」が約束された。このうち、日本側書簡においては、政府調達に関し、入札談合の防止措置を講じること、並びに入札過程を改善するべく入札の決定における透明性を高め、及び資格を有する入札者による更なる参加を可能にするために実施されるべき措置が記載されていた。

---

<sup>16</sup> 改正 GPA 附属書 I 付表 2 注釈 4 及び付表 3 注釈 3 の注 a。

<sup>17</sup> 北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、四国旅客鉄道株式会社及び東京地下鉄株式会社を含む。